

京都市告示第295号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年7月19日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
久我経126号線	伏見区久我御旅町7番地の103地先から同町7番地の95地先まで	79.30	6.00 ~ 6.03
久我緯111号線	伏見区久我御旅町7番地の84地先から同町67番地地先まで	34.80	6.00 ~ 9.02
羽束師経173号線	伏見区羽束師鴨川町83番地の1地先内	99.50	6.00 ~ 11.97

(建設局土木管理部道路明示課)